

東京商品取引所専門性向上試験 実施細則

(目的)

第 1 条 東京商品取引所専門性向上試験（以下「本試験」という。）は、商品先物取引に関する専門知識の習熟度を判定することを主たる目的とするものであり、もって商品先物取引に関する専門知識の普及を促進し、投資家、ヘッジャー、ブローカー等の資質向上を図るものとする。

(科目)

第 2 条 本試験の科目は、当社上場商品に関する専門知識を問うもの及び商品先物取引に関する知識全般を問うものとする。

(開催)

第 3 条 本試験は、年 1 回の開催を原則とする。ただし、受験の申込み状況等を考慮し、当社が調整を要すると判断した場合には、適宜、追加開催等の措置をとる。

(公示)

第 4 条 本試験に関する試験日程、会場、申込方法、受験料、注意事項等の詳細を記載した受験要領を作成し、本試験開催の都度当社ホームページに公示することとする。

(合否判定)

第 5 条 当社は、合否判定基準に基づき、本試験の合否判定を行う。合否判定基準は、第 1 条の目的及び試験結果等を考慮し、科目ごとに定めるものとする。
2 合否結果は、郵送または合格者の受験番号を当社ホームページに掲示することにより通知するものとする。また、合格者の希望により、合格者の氏名を受験番号に併せてホームページに掲示することができる。

(称号の付与)

第 6 条 当社は、本試験合格者を「商品アナリスト・東京商品取引所認定」として認定し、称号を付与する。

(有効期間)

第 7 条 第 5 条に基づく本試験の合格の有効期間は、合格した年度を含め 2 年度とする。
2 有効期間内に、当社が指定する講習を受講することにより、受講した年度を含め 2 年間、有効期間を延長することができるものとし、以降、同様の手続きにより、再延長することができるものとする。
3 延長の申込にあたり、申込者は 1 科目毎に別途に定める更新手数料を納付することで、受講後に更新講習修了証の交付を受けることができるものとする。

(専門性向上講習)

第 8 条 前条第 2 項に規定する講習は当社が実施する「アナリスト育成セミナー」又は「市況講演会」を指す。
2 合格者以外で「アナリスト育成セミナー」を受講した者は別途に定める事務手数料を納付することで、「商品アナリスト育成セミナー修了証」の交付を当社に請求することができる。

(報告)

第 9 条 日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）より、「日商協外務員専門性向上認定要領」に基づき、登録外務員の合否判定結果について情報提供を求められ

たとき、当社は所定の情報を日商協へ報告することができる。

(表彰制度)

- 第 10 条 当社は、本試験実施年度末において第 6 条に定める称号を保有する者が 5 名以上在籍している者を、過去の人材育成への貢献に対し称号を付与し、本試験実施年度の翌期始めに表彰するものとする。
- 2 表彰者の名称については、当該者の希望により、当社ホームページに掲示することができる。

(欠格条項)

- 第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。
- (1) 本試験実施年度に主務省等による行政処分を受けた者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、当社が表彰することが適当でないとする者。

(称号使用の差し止め)

- 第 12 条 当社は、第 6 条又は第 9 条の規定による称号（以下「称号」という。）を付与された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、称号の使用を差し止めることができる。
- (1) 称号の不正使用が認められる場合。
- (2) 前条の各号に該当することが判明した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、称号の使用を差し止めることが適当と認められる場合。

(懲戒処分)

- 第 13 条 当社は、前条第 1 号に該当する者に対して懲戒処分として戒告する。

(改廃)

- 第 14 条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附 則

本細則は平成 20 年 12 月 1 日に施行する。

附 則

規程名及び第 1 条（目的）の変更規定は、商号変更に係る定款変更の施行日（平成 25 年 2 月 12 日）に施行する。

附 則

第 1 条 第 1 条（目的）、第 3 条（開催）、第 5 条（合否判定）から第 7 条（報告）及び第 9 条（改廃）の変更規定、第 4 条（認定試験の申請）及び第 8 条（遡及措置の申請）の削る並びに第 4 条（公示）、第 6 条（称号の付与）、第 9 条（表彰制度）及び第 10 条（称号使用の差し止め）の新設規定は、平成 25 年 5 月 28 日に施行する。

第 2 条 平成 24 年度以前の本試験に合格し、かつ、変更前の第 6 条に定める有効期間内にある者に対しては、第 7 条 2 項に定める講習を受講することを条件に第 6 条の称号を付与する。ただし、変更前のオプション取引検定試験の合格の有効期間は、平成 27 年度末までとする。

附 則

第 6 条（称号の付与）の変更規定は、2015 年度検定試験合格者（2016 年 2 月 6 日実施）及び資格更新講習修了者（2016 年 3 月中）より適用し、かつ、既存の合格者についても呼称の変更は適用する。

附 則

第 10 条（欠格条項）及び第 12 条（懲戒処分）の新設規定並びに第 9 条（表彰制度）、第 10 条（称号使用の差し止め）及び第 11 条（改廃）の変更規定は、2015 年度検定試験合格者（2016 年 2 月 6 日実施）及び資格更新講習修了者（2016 年 3 月中）より適用する。

附 則

第 7 条（有効期間）の変更規定及び第 8 条（専門性向上講習）の新設規定は、2017 年 4 月 1 日より施行し、2017 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者より適用する。

ただし、2014 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期間は 2017 年度まで、2015 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期限は 2018 年度まで、2016 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期限は 2019 年度までとし、2017 年度以降、資格更新した場合にあっては本則の有効期間を適応する。